**＜早期改善計画策定支援事業（金融機関用）の補足連絡＞**

1. **経営改善計画における「４．損益計画」の期間について**

金融機関向け説明を受けて、下記のような運用になりましたので、確認をお願いします。

＜原則＞　伴走支援期間の３年間（３事業年度）分を作成する。

＜例外＞

　計画策定時点において、計画２期目、３期目の数値を算出することが難しいと考えられる場合（ex：計画０期中に新事業を開始する予定等）には、当初計画は計画１期目までの損益計画のみの記載でも条件を満たした改善計画として取り扱っても構わない。

　但し、３年間の伴走支援は必要であるため、後日（ex:算出が可能となった時期等）に２期目、３期目の損益計画を作成し、協議会に提出する必要あり。

　※２期目の伴走支援報告書提出時に損益計画と伴走支援報告書を同時に提出する等

　※なお、アクションプランの行動計画や目標数値についても、同様に取り扱って構わない。

**２．早期改善計画策定支援事業の従事時間管理表の取扱いについて**

ＦＡＱの改訂に伴い、従事時間管理表については15分単位で記入することが認められることになりました。

よって、今後の支払申請時の従事時間管理表については、15分単位のものを受け入れて頂くことで、差支えありません。（利用申請の時点にかかわらず）

なお、30分単位のもので提出があった場合でも、適宜受け入れして頂いて構いません。